

第三者評価結果シート・コピー（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②評価調査者研修了番号

SK15105
25地福第2303-11号

③施設名等

名称：	児童養護施設オリーブ
施設長氏名：	廣瀬貴雄
定員：	50名
所在地（都道府県）：	愛知県
所在地（市町村以下）：	碧南市江口町三丁目12番地
T E L：	0566-46-2888
U R L：	http://www.choujukai.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	2011/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人長寿会
職員数 常勤職員：	30名
職員数 非常勤職員：	0名
専門職員の名称（ア）	管理者
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（イ）	児童指導員
上記専門職員の人数：	21名
専門職員の名称（ウ）	心理士
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（エ）	栄養士
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（オ）	調理員
上記専門職員の人数：	4名
専門職員の名称（カ）	里親支援専門相談員
上記専門職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	41室
施設設備の概要（イ）設備等：	地域交流スペース・心理室・親子生活室・家族室・多目的室
施設設備の概要（ウ）：	学習室・面談室・食堂・グラウンド・畑
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

★理念	
法人	長寿をたのしむ
施設・事業所	安心・安全に生活できつ施設づくりに努める
★基本方針	
【基本理念】	
・子どもの権利擁護と発達補償の為、個別的・集団的支援の検討と実践展開	
・生活の主たる子どもがいいきいと生を楽しむことが出来るよう母性的（受容、癒し、内面的）な面と父性的（自立促進、社会規範、外向的）な関りを通し、その自立を支援する。	
【基本方針】	
・子どもたちが安全に安心して生活できる施設運営に努める。	
・子どもたちの気持ちを尊重しつつ、起床・食事・登校・学習・就寝時間等、日課を基本とした生活支援を行い、その中で子どもとの信頼関係の構築に努める。	

⑤施設の特徴的な取組

<p>★子どもの権利擁護と発達障害のための個別的、集団的支援の検討と実践展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的生活習慣の確立 ・ 子どもの権利ノートを活用し、子どもの年齢に合わせた人権教育に取り組む。 ・ 児童の最善の利益を主眼とした自立支援計画の作成と実施 <p>★職員の専門性、職員倫理の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全に安心して生活できる環境の確立に努める。 ・ 被措置児童等虐待防止の為に「施設等職員向けハンドブック」及び「人権擁護の為にチェックリスト」を活用し、子どもの権利擁護に対する意識の徹底を図る。 ・ 研修及び現場教育において児童養護施設についての理解を深めるとともに、被虐待児ケア、発達障害児ケアなどの専門的知識を習得の機会を設け、職員の資質向上を目指す。 <p>★組織作りと業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員集団としての力を発揮する為、また確実に業務を遂行する為の組織作り。 ・ 可能な業務については、標準化による効率化と職員による業務遂行の一貫性を図る。 <p>★その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭復帰等退所児童への支援 ・ 関係機関（児童相談センター、学校、医療）との連携 ・ 地域交流の活性化
--

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/6/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2017/10/23
受審回数	1回
前回の受審時期	平成26年度

⑦総評

<p>【評価の高い点】</p> <p>◇地域の事業所理解の深まり 中学生の学習指導に地域のボランティアが来訪し、地元企業の独身寮の寮生、郵便局に勤務する職員の有志、「おやじの会」、「かなぼうしの会」等々、子どもたちを支えるボランティアが多数訪れている。衣類、玩具、書籍、食品等の善意の寄贈品も多岐に亘る。開設6年目を迎え、地域の事業所理解が一段と深まった感がある。それを象徴するかの例がある。かつては事業所の存在に無関心であった周辺の畑の持ち主が、「子どもたちのために」と市に掛け合い（申請し）、事業所周辺の道路に街路灯が設置された。</p> <p>◇「子ども会議」の開催 毎月の「子ども会議」は、子どもの主体性と人権の尊重に加え、生活内容を自ら改善していく機会として有効に機能している。多くの子どもたちの意見や要望を広く集めようとの思いがあり、「子ども会議」の事前の打ち合わせを各ユニットで実施している。「子ども会議」では発言の機会に恵まれない年少の子どもも、事前のユニット単位の打ち合わせでは、自由に気兼ねすることなく意見を述べている。</p> <p>◇意見表明のための複数ツールの用意 安全・安心な生活のために子どもが意見や要望を述べる機会として、職員聞き取り、意見箱、子ども会議、苦情窓口、ミニレター等の複数のツールが用意されており、自らの判断で状況に応じて訴えることが可能となっている。</p> <p>【検討を要す事項】</p> <p>◆重点目標に数値目標の設定を 中・長期計画に整合させた事業計画が策定されており、いくつかの「重点目標」が掲げられている。この「重点目標」に数値目標が設定されていないことから、達成度や実現度が曖昧となっており、事業報告書での「反省」が次年度の事業計画に有効には活かされていない。</p> <p>◆標準的な支援方法の文書化 リスク回避と基本的な支援の統一の観点からも、最低限押さえておくべき支援方法（食事、入浴、学習等）を明示し、職員に周知しておく必要がある。経験の浅い職員が多いために、積み上げてきた高いレベルの支援の質を維持するためにも、手順の文書化（マニュアル等の作成）は欠かせない。</p> <p>◆職場体験やアルバイトの再考 様々な理由から、アルバイトを欲する高校生は多い。地理的な条件や弊害も考えられるが、社会経験の拡大や将来的な生活資金獲得の面からも、本人の意向次第で少しでも実施できる機会を検討されたい。無条件で認めるのではなく、年齢やアルバイトの職種、勤務日や時間等に合理的な条件や制限を設け、本人の成長の機会として一考を願いたい。</p>
--

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

理事長に報告後、職員全員共覧し結果の周知を図っております。
結果については、リーダー会議で再確認し、改善できる事項から順次取り組んでいきます。

⑥第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果	自己評価
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	a
【コメント】 事業所開設から6年目を迎え、昨年から今年にかけて開設時から務めていた女性職員の結婚、出産による退職や休職が相次いでいる。昨年度5名、今年度6名の新規採用により職員の確保はできているが、理念・基本方針等の理解が十分進んでいない職員もいる。子どもへの周知に関しては、「子ども会議」が有効に機能しており、それぞれの年齢に合った周知の方法が取られている。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果	自己評価
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
【コメント】 施設長が、県・児童福祉施設長会（調査・研修委員会）の役員を務めることから、全国レベルの情報の取得が可能となっている。県（児童家庭課）、市（学校教育課、子ども課）、関連する児童相談センター、要保護児童対策協議会等との連携も強固であり、事業所運営に関する情報を得て必要な分析を加え、適切な方針を打ち出している。それらは、事業計画の中に「子どもを取り巻く環境」として述べられている。		
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	b
【コメント】 経験の浅い職員が多く、勤続2年未満の職員が10名を超える。それらの若手職員の育成が最重要課題となっており、新人研修をはじめ各種の研修・教育を実施して職員のスキム（支援力）の底上げを図っている。昨年度の反省から、今年度は新人研修の内容を一新しており、その成果に期待したい。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果	自己評価
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	b
【コメント】 平成27年度に「家庭的養護推進5ヶ年計画」（中・長期計画）を策定し、事業所の小規模化やユニット8名制を主要な施策として打ち出している。現在の定員50名を、順次45名～40名へと減じ、最終的な目標として40名定員を目指している。「職員の採用・育成計画」等に不調な点が生じてはいるが、必要に応じて適切な見直しを実施されており、これらの事業の方向性を、単年度の事業計画に反映させている。		
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	a
【コメント】 中・長期計画を基に、単年度の事業計画が策定されているが、平成29年度の事業計画は、そのほとんどが前年度の事業計画を引き継いだものとなっている。重要な施策は「重点目標」として取り上げられているが、目標数値を設定していないことから、達成度や実現度が曖昧となっており、「事業報告書」での[反省]が次年度の事業計画に有効には活かされていない。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	a
【コメント】 リーダー会議が機能しており、事業計画の原案が検討され、まとめられたものが施設長経由で理事会に諮られている。決定した事業計画の全体像は、全体会議等によって周知が図られて実施に移されている。実施状況の把握や評価・見直しもリーダー会議の役割であるが、それぞれの施策に「実行計画」や「工程表」の作成がないために、責任の所在が不明確となっている。重点目標等には、誰が（責任者）、いつまでに（期限）、何をするか（数値目標と実施方法）を明確に定めて取り組むことを望みたい。		
② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a	a

【コメント】

事業の特殊性ゆえ、保護者への事業計画の周知に関しては制約を受ける。子どもに対しては、事業計画の周知に関しても「子ども会議」がその役割を担っている。毎月の「子ども会議」の前には、各ユニットにおいて事前打ち合わせが実施されており、それぞれの子どもの意見を集約して会議に臨んでいる。年齢的に、“反抗期”の問題や一部の職員への反発はあるが、「子ども会議」が期待される機能を発揮して、子どもたちへの事業計画の周知に益していることは歴然である。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果	自己評価
① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a

【コメント】

「目標達成シート」を使った支援の質の向上を目指す取り組みが定着し、各職員が設定した“目標”について中間評価と年度末の最終評価を実施している。第三者評価の受審は、法の定め通りの3年に1度であるが、第三者評価の基準を使って毎年自己評価を実施しており、リーダー会議の場で討議されている。

② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	b
---	---	---

【コメント】

第三者評価の結果や自己評価の結果を基に、リーダー会議で改善に向けての取り組みが話し合われている。しかし、計画立てでの改善活動には至っていない。明らかになった改善項目に優先順位を付け、改善計画（誰が？、いつまでに？、何をするか？）を作成して取り組むことを期待したい。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果	自己評価
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a

【コメント】

事業計画の「機構・業務」や「組織体制」等によって、施設長の役割や責任の所在を明らかにしている。さらに、日常の業務に対応すべき「運営機構」は、《経営・運営》、《健康・安全》、《生活支援》に細分化されており、施設長以下、職員全員の職務分掌が明確に示されている。

② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	a
-----------------------------------	---	---

【コメント】

事業所運営に関する法令に関して、新規の施行や改正があった場合には施設長がいち早く情報を収集し、全体会議の場で職員に報告・説明している。経験の浅い職員が多いこともあり、施設長からの説明を受けた後に、理解度や支援の現場への適応力を検証する仕組みづくりを望みたい。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	a
---------------------------------------	---	---

【コメント】

施設長には、この2年間の職員の大幅な交替によって、養育・支援の質が大きく低下するのではないかとの危惧や懸念があった。それを打破するために、新人職員に対する研修のスタイルを変更し、これまでのチューター制を廃して主任職員が一人で新人6名を一括して教育する形とした。指導者が同一であることから指導内容にブレが無くなり、さらに新人職員の戸惑いもなくなった。新人研修は目標管理シートの取り組みと併せて効果を挙げつつあり、養育・支援の質を担保する下地はできてきた。

② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a
-------------------------------------	---	---

【コメント】

法人の人事制度にはない“主任制”を取り入れたことにより、職員の業務に対するモチベーションが上がり、期待通りに職員の意識付けの機会となった。女性中堅職員の退職や休職はあったが、職員全員が正規職員かつ有資格者で構成されており、業務改善や支援の質の向上を目指す体制は整っている。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果	自己評価
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
【コメント】 県に提出した「家庭的養護推進計画」では、これまでの職員16名体制を18名に増員する計画であった。しかし、女性職員の結婚や出産による退職・休職を事前に把握して前倒しの採用計画を取り入れ、現時点では22名の正規職員を擁している。			
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b	b
【コメント】 人事考課の制度はあるが、上司による包括査定であり、職員自身による自己査定がなかったり、査定・評価される内容が職員に周知されていない等、人事考課の制度自体に改善の余地がある。キャリア・パスの構築が遅れており、職員自らが将来的な姿を見据えることは難しい。			
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	a
【コメント】 人事異動（退職・休職）を事前に見据えた施策を取り、前倒しの職員採用によって職員の不足が生じない態勢で臨んでいる。担当を持たないフリーの職員を置くことで、職員の有給休暇の取りやすさにつながっている。産休・育休明けの職員の再入職に関しては、ワーク・ライフ・バランスに配慮して比較的勤務時間に融通の利く“里親支援部門”に配属する等、働きやすい職場づくりにも取り組んでいる。			
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
【コメント】 「目標達成度シート」を活用し、職員個々の目標管理を行っている。定期的に個別面談を実施し、「目標達成度シート」の内容についての進捗状況を確認している。昨年度の反省を踏まえての新人研修体制の変更が成功裏に推移しており、6名の新人職員は期待通りの成長を見せている。			
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	b
【コメント】 職員個々には、「期間的職員研修」や「社会福祉士実習受入担当者研修」等、専門的な研修の受講が計画されている。全職員を対象とした研修として、今年度は「性教育」に関する研修を重点的に実施することとしており、事業所内での講師育成をも考慮している。研修履修後には「復命書」が提出されているが、研修の効果を検証する仕組みが未構築である。			
③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	a
【コメント】 職員数が多いため、担当を持たないフリーの職員を有効に活用することが可能であり、職員は外部の研修に比較的自由に参加することができる。新人職員についてはOJTを含めた手厚い研修計画が作成されているが、一般職員の外部研修への参加はさほど多くはない。役職者を中心に関連する団体の会議や委員会への出席回数が多いが、現場支援を受け持つ職員が養育・支援に必要な知識や技術を習得する研修にも力を入れてほしい。			
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	a
【コメント】 保育実習生、社会福祉士実習生の受け入れを行っており、昨年度は31名の実習生が事業所を訪れた。今年度は、実習生の受け入れによる職員の負荷軽減を目的として、受け入れ数を若干減らす方向で調整している。マニュアルやカリキュラムは整備されているが、実習受け入れ後の評価のプロセスが機能していない。反省会では、実習生個々についての課題等を検証しているが、事業所側に立った“実習の成果”をも評価・検証し、記録に残して次年度の実習生受け入れに備えられたい。			

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果	自己評価
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	b
【コメント】 事業の特殊性から、情報の公開には制約を受ける部分もあるが、法人情報や事業所の概略は事業所ホームページ上で公開している。しかし、苦情情報に関しては公表の仕組みが構築されていないことから、早急に公表の仕組みを組み込んだ関連「規程」や「マニュアル」の改訂を望みたい。		
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	b
【コメント】 法人監事による内部監査と行政機関による行政監査の実施があり、事務、経理、取引等に関しては一定レベルの透明性が担保されている。事業運営上で、法的な正当性を求められる事案に関しては、法人の契約している社労士や会計士に助言・アドバイスを求める体制が築かれている。社会福祉法が求めるレベルの、外部専門家による外部監査に関しては実施されていない。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果	自己評価
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
【コメント】 事業所の周辺に民家はなく、開設当初は地域とは隔離した環境下での事業運営であった。しかし、開設6年目にして、地域との交流・連携は様変わりな様相を見せている。それを象徴するかの例がある。かつては事業所の存在に無関心であった周辺の畑の持ち主が、「子どもたちのために」と市に掛け合い（申請し）、事業所周辺の道路に街路灯が設置された。事業計画の中でも「地域との連携」に多くのページを割き、小学校5年生以上は地域の子供会の活動に参加している。		
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	a
【コメント】 「ボランティアの受け入れによって福祉の裾野が広がり、開かれた施設づくりの推進となる」とのボランティア受け入れの意義を事業計画に掲げ、積極的な受け入れを行っている。中学生に対する学習ボラ、地元企業の独身寮の寮生、郵便局に勤務する有志、「おやじの会」、「かなぼうしの会」等々、多種多様なボランティアが来訪している。それらのボランティアの受け入れに際し、対応すべきマニュアルが作成されていない点に課題を残している。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	b
【コメント】 円滑な事業運営を図るために、市（学校教育課、子ども課）や県内を中心に10余りの児童相談センターと緊密な連携体制を組んでいる。子どもたちが通う幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教育機関や医療機関とも連携は欠かせない。機関ごとに個々の子どもについての相談の記録を残しており、適切な連携体制が構築されていることがうかがえる。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
① 26 施設が有する機能を地域に還元している。	b	
【コメント】 多くのボランティアの来訪や善意で集まる寄贈品の数々を見るまでもなく、確実に地域の事業所理解は深まっている。それに比較すると、地域に対しての事業所の貢献度は見劣りする。「社会福祉法が求める“地域貢献”とは何か？」を、職員一人ひとりが考えるべき時期が来ている。		
② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	
【コメント】 今年度より里親支援専門相談員を配置し、事業所で暮らす子どもの里親委託を推進するだけでなく、地域の里親やファミリーホームを支援する拠点としての活動を始めている。平成23年度に始まった市からの委託事業であるショートステイ、トワイライトステイを継続して実施しており、緊急一時保護の要請にも対応している。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

		第三者 評価結果	自己評価
(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。			
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	b
【コメント】 子どもを尊重した養育に関しては、事業の重点目標にも掲げ、「職務遂行の基本指針」にも謳われている。また、全体会議の場でも人権や懲戒権等について議題にあがり、職員全体で確認している。子どもの人権については、権利ノートの説明や意見を言えるシステム等が示されているが、人権に特化した勉強会や研修会は実施されておらず、子ども自身が一層の権利意識を持ち、学ぶ場が確保されることが望まれる。			
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b	b
【コメント】 プライバシーに関しては、小学生以上は個室が確保されており、また個人情報に関しても保護者の同意の下に保護されている。子ども個々に毎月暴力や虐待に関する聞き取り調査を行い、子どもの安全・安心に心掛けている。子どもの人権は難しい部分を含むが、しつけや指導においても上位概念として捉え、更なる理解の促進を願いたい。			
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
【コメント】 パンフレット、「入所の手引き」等は分かり易く工夫した内容で、これをもって保護者と子どもに対して丁寧に説明している。情報に関しては、必要に応じ適宜見直しが行われている。			
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
【コメント】 入所時に「日課表」、「生活支援の手引き」を使って説明しており、内容的にも子どもが理解可能なものとなっている。「生活支援の手引き」に関しては、子ども会議等で子ども自身の意見を聞きながら毎月見直しを実施し、必要な変更がなされ、改訂日が記載されている。幼児等の理解が難しい子どもに対しては、個別に分かり易い説明が行われている。			
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b	b
【コメント】 措置変更や家庭移行に当たったの引継ぎに関し、特に手順書や引継ぎ書といったものは無く、生活支援の一環として行う形をとっている。施設自体がユニット制を敷き、家庭に近い環境設定を心掛けている点をはじめ、移行に当たった環境の著しい変化の無いよう留意している。退所後についても、基幹的職員であるFSW（家庭支援専門相談員）がアフターケアに当たっている。			
(3) 子どもの満足の向上に努めている。			
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	b
【コメント】 満足度調査という名称のものは無いが、毎月個々の子どもに対して行う「暴力問題聞き取り調査」により、子どもが抱える喫緊の問題は把握されている。この調査に加え、「子ども会議」での要望等の聞き取りにより、毎月の具体的な支援内容の見直しと変更がなされている。定常的な満足度調査の実施が待たれる。			
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	a
【コメント】 苦情解決のシステムが整備されており、子どもや保護者に周知されている。今までのところ苦情の受け付けは無いが、苦情事案が出た際の公表等に関しては、ルール作りや取り決めをしておく必要がある。			

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a	a
---	---------------------------------------	---	---

【コメント】

意見箱、苦情受付、子ども会議、聞き取り調査、児相へのミニレター等、子どもが自らの意見や要望を訴える方法は複数あり、その方法についての文書が掲示されている。また、相談できるスペースが各階に用意される等、様々な配慮がある。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	a
---	------------------------------------	---	---

【コメント】

意見がある場合の子どもへの対応については、各ユニットに掲示されている。子どもからの意見は、様々な形で支援の向上に反映されている。一方で、相談を受けた際の決められた手順やマニュアルは存在しないため、職員全員が把握して組織的に確実な対応をするためには、早急なマニュアルの整備が望まれる。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

自己評価

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
---	---	---	---

【コメント】

「危機管理マニュアル」が整備され、リスクマネジメント委員会を中心にリスクマネジメント体制が組まれている。また、ヒヤリハット対策も細かく実施されており、毎月の全体会議での周知と対応、年間集計、危険個所のマップ制作等、リスク軽減に努めている。このような点は、安全・安心の支援に合致する取組みとして評価できる。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	a
---	---	---	---

【コメント】

「感染症対応マニュアル」の下、感染症対策委員会の3名の職員を中心に各種の感染症に対応している。また、施設内研修として感染症の講習会を年3回開催している。ただ、マニュアルを含めた対策は定期見直しが行われていない点、マニュアル作成日が記載されていない点等、改善の余地を残す。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b	b
---	------------------------------------	---	---

【コメント】

「非常災害時対応マニュアル」が整備され、災害時の体制が構築されている。また、各種避難訓練、引取り訓練を実施するとともに連絡体制も整っている。災害時連携に関し、地元消防団との連携訓練を実施している。消防署立合いの訓練も毎年実施されている。今後は、BCP（事業継続計画）を含め更なる災害対策の拡充と地域連携を目指されたい。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

第三者
評価結果

自己評価

①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b	a
---	--	---	---

【コメント】

「生活支援の手引き」には、各場面に沿った具体的な支援パターンが記載されているが、ベースとなる標準的な実施方法の共通事項は文書化されていない。最低限押さえておくべき支援方法の文書化と、周知及び実施状況の確認によるリスク回避や支援の底上げを図られたい。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	a
---	----------------------------------	---	---

【コメント】

生活支援の内容については、毎月子どもの意見を取り入れた形で見直しが実施されている。標準的な実施方法に関しては、前問同様に検討されることが望まれる。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a	a
---	-------------------------------------	---	---

【コメント】
「自立支援計画」については、ニーズに沿って項目ごとに関係職種の参画により策定されている。毎月のケース会議では支援困難ケースの検討を中心に、様々なケースの周知確認が行われている。アセスメントからモニタリングまで、一連のシステムが適切に整備されている。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b	b
---	-----------------------------	---	---

【コメント】
3期ごとに計画の見直しが行われている。計画には、子ども本人、保護者、児相、学校の意向が明記され、支援上の課題から支援目標が出され、評価までが記載される形となっている。ただ、見直しの手順や仕組み、段取りが文書化されておらず、この点に課題を残す。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b	a
---	---	---	---

【コメント】
日報、月報、個人記録とも適切に記録されている。情報共有の面では、男女、幼児それぞれの事務所でパソコン内に保存され、出勤職員が閲覧可能となっている。ただ、ネットワークシステムを組んで、全てのデータをどの職員もが確認できるわけではなく、当日の支援担当児の情報に留まっている。記録の作成要領等については、項目、書き方等をマニュアルに沿って新任職員に指導している。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a
---	---------------------------	---	---

【コメント】
「個人情報取扱い規程」が整備され、情報漏えいや保存、管理対策等が記載されている。文書は事務所書庫に厳重に保管される。子ども個々の個人情報については、項目ごとに細かく区分されて同意を得る形をとっている。管理体制に加え、これらの点についても、細心の注意を払っていることがうかがえる。

内容評価基準 (41項目) A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果	自己評価
① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a	a

【コメント】
基本指針や事業計画にも掲げられ、支援の基本となっている「生活支援の手引き」についても、子どもの利益最優先の姿勢が貫かれている。全体会議や支援会議の場では、ケース支援の最善の方策を話し合い、修正や変更を重ねている。施設長―リーダー―主任―職員というピラミッド型の組織を生かし、スーパービジョンやコーチングを行い、振り返りや抱え込みの無い職員指導を行っている。

②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b	b
---	--	---	---

【コメント】
児童相談センターと相談の上、子ども毎に個別に対応している。伝える手順や時期等は特定されておらず、個人の状況に合わせている形で、多くは「1/2成人式」のある10歳の小学4年生の時期となる。伝え方の方法、28条の子ども対応等、課題も残されている。

(2) 権利についての説明	第三者 評価結果	自己評価
① A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b	b

【コメント】
権利ノートについては、年2回児童相談センターのワーカーが低学年、高学年に分け、子ども個々にレクチャーしている。子ども会議では、子どもの主張する意見や要望を受け止め、支援に反映させる形を取っている。職員に関する人権意識については、基本指針での確認や自己チェックでの振り返り等が行われるが、定期的な勉強会は実施されていないため、支援やしつけの前提となるこの部分については、更なる認識強化が望まれる。

(3) 他者の尊重	第三者 評価結果	自己評価
① A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a	a

【コメント】

職員は日常的な支援の中でのふれあいや外出、また月1回の面談を通して良好な関係を構築し、互いの信頼の上で接している。生活の中では、呼称での呼び捨ては禁止となっており、子ども同志であっても他者を尊重し認め合う姿勢を養っている。年少児、障害のある子に関しては、1対1での接する機会を確保する等、対応の工夫が見られる。

(4) 被措置児童等虐待対応

① A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。

a

a

【コメント】

職員全員に愛知県作成の「虐待防止ハンドブック」を配布し、周知を図っている。また、体罰禁止は「就業規則」にも明記されている。加えて「生活支援の手引き」を使った説明や、パーソナルスペースの説明等、基本的な人権や人格尊重への配慮もなされている。虐待を受けて入所してきた子どもが、再び安全・安心が損なわれないよう、支援の徹底を図っている。

② A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

a

a

【コメント】

月1回の暴力に関する聞き取りを通し、子ども自身にとって不快な生活シーンや人間関係、不適切行為等に入念なチェックをかけている。ユニットには、様々な場面で子どもが困った際の対処方法が掲示されており、子ども自身で選択できる幾つもの方法を選んで訴えることが可能となっている。不適切事例については、職員が「虐待防止ハンドブック」を参考に説明を行っている。

③ A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

b

b

【コメント】

虐待の届け出、通告に対して、仕組みとしては揃っているものの、特に対応マニュアルは無い。今のところ、幾重もの網がかけられていることから虐待事案の発生はないが、第三者を含めた検証体制や対応の手順化を検討されたい。

(5) 思想や信教の自由の保障

① A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。

a

a

【コメント】

制限を加えるものは無く、子どもたちの自由な発想と意思の下、自由と権利が損なわれない環境設定がなされている。

(6) こどもの意向や主体性への配慮

① A9 子どものもそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。

a

a

【コメント】

入所間もない子どもに対する不安や分離体験への配慮は、入所時に「日課表」や「生活支援の手引き」で丁寧に説明している。さらに、個別の日課設定、個別対応等々、個々のケースや状況に応じた取組みがなされる。先輩の子どもたちも自らの体験と重ねて温かい受け入れができるよう、職員が間接的な支援をしている。

② A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

a

a

【コメント】

毎月の子ども会議では様々な意見、要望が出され、生活改善に向けて子ども主体で話し合いが行われている。また、子ども会議の前日には、年少児への噛み砕いた説明や本会議に向けたユニット毎の意見集約が行われている。

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

① A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。

a

a

【コメント】

子ども会議では、“自らの生活を主体的に改善していく”という会議の主旨を子どもたち皆が理解しており、職員側もそれを最大限活かすべく調整をしている。また、TVやゲーム、本等が自分の意思で自由に使用できる配慮がなされている。外出や行事に関しても、子どもの意見を最優先にして実施されている。

②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a	a
---	--	---	---

【コメント】

小遣い帳をつけたり、買い物外出によって金銭感覚を養ったり、或いは目的を持った貯金をしたりと、日常的に金銭の管理ができるよう支援している。児童手当については、退園時まで施設で貯蓄し、退園後の生活資金として渡している。

(8) 継続性とアフターケア

①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a	a
---	---	---	---

【コメント】

家庭復帰後の支援の在り方については児童相談センターとの連携の下、事前に調整が図られ、退園後も FSW（家庭支援専門相談員）が家庭訪問等を通してアフターケアに当たっている。必要な場合は、関係者とのケース会議を実施したり、個別に相談を受けることも可能となっている。

②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a	a
---	---	---	---

【コメント】

今まで、措置延長となったケースは無いが、退園・卒園までの間に本人と保護者、児童相談センター、学校を含めた意見調整がしっかりなされている点が好結果を生んでいると思われる。

③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b	a
---	--	---	---

【コメント】

リービングケアに関するマニュアルは無いが、自立支援計画の中に目標や支援内容を定めて対応している。ケース担当と FSW（家庭支援専門相談員）が窓口となり、アフターケアや相談に応じている。退所者が来所することもあるが、特別な交流の機会は設定していない。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果	自己評価	
①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b	a

【コメント】

事業計画の「職務遂行の基本方針」の中で、職員の父性母性の役割や受容的対応等が明記されている。ケース会議では、対応困難事例を始め、子どもの行動や言動等について検討し、把握と周知を図っている。アンケートに関しては、嗜好調査を除き生活全般に関するものは実施していない。

②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a	a
---	---	---	---

【コメント】

担当制が敷かれ、個々の子どもが信頼を託して担当の職員と接することができる。月1回は担当職員との聞き取りでニーズ把握をし、必要な子どもには心理士面接により状況を掴んでいる。支援に当たっては、子どもの意見を中心に据えつつ、アドバイスや見守りを行い、どの職員も愛情を持って接することで安全・安心な生活を支えている。

③	A18 子どもの力を信じて見守りという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a	a
---	---	---	---

【コメント】

子どもの主体性とエンパワメントを重視し、見守りの姿勢を持つことで自立の伸長と社会性の向上を目指している。どの時間帯においても、職員の目が直接的若しくは間接的に届くような配慮がなされている。

④	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a	a
---	-----------------------------	---	---

【コメント】

年齢や発達段階に応じた玩具や遊具、スポーツ器具等が用意され、子どもたちの自主性により利用できる形になっている。月案による施設内保育の実施や幼稚園就園、地域の友達との遊び場確保、遊び相手や読み聞かせボランティアの活用等、様々な取組みがなされている。

⑤

A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

a

a

【コメント】

「生活支援の手引き」は、項目ごとに基本的な生活習慣から施設内でのルールに至るまで具体的に示され、生活の規範となっている。子どもたちの手本であるべき職員の態度や行動については、「職務遂行の基本指針」の中に示され徹底されている。教えなくても子どもが自然とできることと、教えなくてはできないこと、更には奨励すべきことと禁止事項等を職員が見極め、柔軟な対応がなされているところは評価できる点である。

(2) 食生活

①

A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。

b

a

【コメント】

食堂は清潔感があり、幼児を除く子どもたち全員がコミュニケーションを深めながら楽しく食事を摂る場となっている。部活等で遅くなる子は各ユニットでの食事となるが、基本的には皆が揃って喫食する形であり、家族揃っての団らんという安心感や連帯感がある。一方で、大人数での集団給食という形態や、陶器の器でなくメラニン製の仕切り皿での提供は、見方を変えれば家庭生活との乖離である。越えなければならないハードルは多いが、子どもにとっての最善の形は何かを考え、変更していくことも選択肢の一つとして柔軟に検討されたい。

②

A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。

a

a

【コメント】

嗜好調査による献立への反映、発達に応じた栄養計算やアレルギー対応、調理実習による食育や自立支援等々、子どもの年齢や意向、身体の状況等に配慮した食事支援が提供されている。

③

A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。

b

b

【コメント】

幼児ユニットでの発達に応じた食器や補助具の使用、献立表の掲示、旬の料理提供、調理実習による技術習得、必要な子への栄養指導等、個々のニーズに沿った食育がなされている。食材により多く触れることや、身体と栄養の関係を指導する等、食との一層の関わりを持つような支援の充実を図られたい。

(3) 衣生活

①

A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

a

【コメント】

衣類に関しては、子どもの自主性と主体性を尊重し、中高生は買物で自ら購入し、小学生はカタログで選んで購入している。体に合ったサイズのを季節やTPOに合わせて着用し、洗濯は毎日行って清潔を保っている。自分なりの衣服で自分らしさを表現することが出来ている。

(4) 住生活

①

A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。

a

a

【コメント】

清掃は毎日行われ、毎週月、木曜日は「環境整備の日」として念入りに実施し、土・日は子どもたち自身が自らの環境を整えている。居室はそれぞれの個性を生かした装飾がなされ、清掃が施されている。年少児は職員とともに整理整頓を行う。トイレ設備や洗面所は幼児用を設置、浴室は各ユニットに2室あり、余裕を持った入浴が可能となっている等々、快適性の高いものである。

②

A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。

a

a

【コメント】
男女別ユニット制で、居室は個室、共有スペースが中心に配置され、団らんスペースとプライバシースペースが適切に分けられた快適な住環境である。

(5) 健康と安全	① A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a	a
-----------	---	---	---

【コメント】
身辺処理は発達や年齢に応じ、自立できるよう支援している。健康状態は職員が把握して記録される。感染症予防のための手洗い、うがい等の衛生管理、危険個所の表示や交通指導により危険意識の醸成を行い、身体の健康と自己管理への支援が多面的に実施されている。

	② A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a	a
--	---	---	---

【コメント】
保健係の職員を中心に、嘱託医を始めとする医療機関とは日常的に連携を図り、迅速で適切な医療提供に努めている。子どもの日々の健康状況は集計し、申し送りにより周知される。服薬に関しては、チェック表を用い誤薬の無いように努めている。

(6) 性に関する教育	① A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b	a
-------------	--	---	---

【コメント】
年齢に応じた性教育を実施しており、中・高生には個別に話し合いの機会がある。他者の人格と性の尊重を常日頃より指導し、嫌悪やタブーの意識の解消に努めている。子どもへの説明や指導は職員で実施しているが、職員へのレクチャーを兼ねた第三者による性の学習会等も計画・実施し、健全な性知識を得る上での拠り所としてほしい。

(7) 自己領域の確保	① A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a	a
-------------	--	---	---

【コメント】
居室が個室のため、個人所有物は自己管理ができるよう指導している。共有物に関しては、取り扱いのルールを定め、分かりやすく絵や図も取り入れた取扱い方法を掲示している。

	② A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a	a
--	--	---	---

【コメント】
子ども一人ひとりにアルバムが用意され、退所時に持ち帰れるようになっている。写真は子ども一人年間40～50枚が記録として残されていく。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応	① A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a	a
----------------------	--	---	---

【コメント】
不適応行動がある子どもについては、ケース会議による支援方法の検討と確認、児童相談センターとの連携対応とともに、個別対応職員や心理士による個別支援、また専門医療機関への通院投薬まで実施する等、個々の子ども状況に合わせた対応を基本としている。

	② A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a	a
--	--	---	---

【コメント】
人権意識や他者を尊重する気持ちを持つよう指導し、いじめや差別解消に努めている。また、課題のある子どもや入所直後の子どもへの配慮、ユニット構成の際の相性の配慮、心理療法の実施等、施設全体が優先事項として取り組んでいる。

③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性 がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	b	a
---	--	---	---

【コメント】

児童相談センターと緊密な連携をとり、FSW（家庭支援専門相談員）を軸として保護者対応を行っている。今後は、他施設での事例をも参考にして、強引な引き取りに対応する手順や連絡体制等、子どもの安全確保のためのより有効な手立てと、警察を含めた緊密な協力体制を整えておくことが望ましい。

(9) 心理的ケア

①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b	a
---	-----------------------------------	---	---

【コメント】

心理士は「心理療法実施計画」により、要支援児を中心にプログラムを組み、現場職員と連携を図りながら、子どもに対応している。心理士の業務自体が不安やストレスの多いものであり、心理士へのスーパービジョンやスキルアップも必要とされるため、児童相談センターの心理士や先輩心理士からのアドバイス受けることが出来るような仕組みの構築が望まれる。また、心理療法室は倉庫兼用となっていたが、遊びの中での児童観察や心理療法のできる玩具や絵本等が揃えられた環境が必要と思われる。環境設定に一考を願いたい。

(10) 学習・進学支援、進路支援等

①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a	a
---	-----------------------------------	---	---

【コメント】

学力が低い子どもが多いこともあり、学習室の設置を始め、日課に学習時間を設定して適切な学習教材を導入している。また、週4日の学習ボランティアによる個別指導等もあり、学習環境の向上を図る中で、基礎学力の底上げを第一義にした支援を進めている。

②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b	a
---	--------------------------------------	---	---

【コメント】

進路に関しては、中学2年生の頃より本人と担当職員による話し合いの機会を持ち、進学については学校、保護者、児童相談センターとの協議の下で進路選択を実施している。就職については学校や職安の資料を基に、本人の意向を中心にして保護者、児童相談センターの同意を得て決定している。今までのところ、大学進学者や施設からの就労者はいないが、今後は、子どものための多岐に亘る選択肢の用意と、その場合の方策を検討しておく必要がある。

③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b	b
---	--	---	---

【コメント】

職場実習やアルバイトについては、地理的な条件や実施による弊害を考慮し、積極的な支援を行っていない。社会経験の拡大や自立資金獲得の面からも有用であるため、例えば休日での実施等、本人が無理なく取り組んでいける形での実施を検討されることを期待したい。

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a	a
---	---	---	---

【コメント】

FSW（家庭支援専門相談員）が窓口となり、家庭との関係構築に取り組んでいる。児童相談センターの指示を受け、面会、外出、一時帰宅が可能となる体制が取られている。子どもと保護者との関わり方について、職員間で不均衡が無いよう常に会議等で確認している。

(12) 親子関係の再構築支援

①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a	a
---	--------------------------------------	---	---

【コメント】

児童相談センターのプログラムが中心となるが、FSW（家庭支援専門相談員）が児童相談センターとの連携調整を図りながら、面会や施設内の親子生活室での模擬家庭経験等を通し、親子関係構築への支援を行っている。

(13) スーパービジョン体制

①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a	b
---	---	---	---

【コメント】

各グループにはリーダーと主任がおり、スーパービジョンの組織体制が構築されている。また、職員間でも相互に意見や話し合いができる関係ができており、子どもの事案に対して担当が全てを抱え込まず、多くの視点から判断できる形が取られている。